

○農林水産省令第五十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十八年六月二十三日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「及び第三十六」を
「、第三十六及び第四十八」に改め、同表の付表
に次のように加える。

四十八 インドから発送され、他の地域を經由
しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー
種、チヨウサ種、バンガンバリ種、マリカ種
及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて
農林水産大臣が定める基準に適合しているも
の

附 則

この省令は、公布の日から施行する。